

大阪府営業時間短縮協力金申請システム

協力金（第2期）入力画面の例と解説

- 大阪府営業時間短縮協力金申請システムでは、入力された内容に応じて、次の入力画面へと遷移していきます。
- 遷移した画面の各入力項目に記載の質問や注意書き等に従って、ご入力いただければ、申請が完了します。
- ここには、主な入力画面について、おおまかな構成と簡単な解説を記載していますので、ご参考としてください。
- 実際には、必ずしも、この冊子に記載の順に、入力画面が遷移していくわけではありません。
- また、システムに関するよくあるお問い合わせについては、FAQを大阪府営業時間短縮協力金HPに記載していますので、そちらもあわせてご確認をお願いいたします。
- 入力の内容や手順について、ご不明の点がありましたら、大阪府営業時間短縮協力金コールセンターにお問い合わせ下さい。
☎ 06-6210-9525（平日・土曜 午前9時から午後7時）
- 令和3年2月27日までの間に閉店した場合及び2月9日から2月28日までに開店した場合は、紙の様式を府ホームページからダウンロードし、郵送により申請してください。



目次

項 目	記載ページ
① 申請回数（1店舗のみ又は複数店舗の申請）の確認	1
② 事業者の区分（法人又は個人事業主）	2
③ 過去の支援金等の受給有無について	3～5
④ 過去の支援金等の振込口座と同じか変更するか	6
⑤ 店舗の所在地について	7
⑥ 店舗のホームページの有無、営業開始日について	8
⑦ ステッカーの導入時期について	9
⑧ 許可証と名称の一致について	10
⑨ 営業許可証の所在地について	11
⑩ 写真等について	12～13
⑪ 設立・開業時期について	14
⑫ 確定申告について 例：事業者の区分が「個人」の場合	15～17
⑬ 開業届について 例：事業者の区分が「個人」の場合	18～19
⑭ 口座情報（様式1）について	20～22
⑮ 本人確認書類について	23
⑯ 内観写真について（HP情報なし、所在地が市内一円等の場合表示）	24
⑰ 賃貸借契約書等について（HP情報なし、所在地が市内一円等の場合表示）	25～27
⑱ 添付書類確認画面	28
⑲ 最終確認画面	29

① 申請回数（1店舗のみ又は複数店舗の申請）の確認

(4 / 14ページ)

大阪府営業時間短縮協力金（第2期）支給申請

2 / 7 申請者の情報、振込先口座の情報、「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等の受給状況

申請日 **必須**

本日の日付が自動的に表示されます。

2021年（令和3年） 3月 8日

申請の種類 **必須**

- ・事務局より再申請依頼があった申請を修正する場合は「再申請」を選択してください。
- ・それ以外の場合は「新規申請」を選択してください。

選択解除

- 新規申請
- 再申請

1店舗目の入力

申請回数（店舗数）の確認 **必須**

今回の申請は、何店舗目の申請ですか？

選択解除

- 1店舗目
- 2店舗目以降

- ・1店舗のみ有している事業者は「1店舗目」を選択
- ・複数店舗を有している事業者は、1店舗ずつ申請入力いただけます。1店舗目の入力の際は、「1店舗目」を選択してください。

事業者の区分 **必須**

申請者の事業者の区分を入力してください。

選択解除

- 法人
- 個人事業主

どちらかを選択してください

事業者名（法人名または屋号） **必須**

- ・法人の場合は、法人名を入力してください。
- ・個人事業主の場合は、代表者氏名ではなく、対象店舗の名称（店名、屋号）を入力してください。

※大阪府営業時間短縮協力金申請システムで利用者登録いただいた情報が初期入力されていますので、修正が必要な場合はマイページに戻り、利用者登録の情報を修正ください。

2店舗目以降の入力

- ・マイページに登録した事業者名（屋号等）が自動表示されます。※登録名が間違っていた場合は、マイページも修正してください。

申請回数（店舗数）の確認 **必須**

今回の申請は、何店舗目の申請ですか？

選択解除

- 1店舗目
- 2店舗目以降

- ・複数店舗を有している事業者は、1店舗ずつ入力いただけます。2店舗目以降の入力の際は、何店舗目でも「2店舗目以降」を選択してください。

申込番号 **必須**

1店舗目の「申込番号」を8桁で記載してください。

1店舗目の申請完了時に付与された申込番号(8桁)を入れてください。

② 事業者の区分（法人か個人事業主か）

法人の場合

事業者の区分 **必須**

申請者の事業者の区分を選択してください。

選択解除

- 法人
 個人事業主

法人番号 **必須**

法人番号を半角数字13ケタで入力してください。

※法人番号がわからない場合は、HP  から検索し、入力してください。

・法人の場合は、法人番号を入力してください。

事業者名（法人名または屋号） **必須**

- ・法人の場合は、法人名を入力してください。
- ・個人事業主の場合は、代表者氏名ではなく、対象店舗の名称（店舗名、屋号）を入力してください。

※大阪府営業時間短縮協力金申請システムで利用者登録いただいた情報が初期入力されていますので、修正が必要な場合はマイページに戻り、利用者登録の情報を修正ください。

・マイページに登録した事業者名（屋号等）が自動表示されます。
※法人の場合は法人名を入力してください。
※登録名が間違っていた場合は、マイページも修正してください。

個人事業主の場合

事業者の区分 **必須**

申請者の事業者の区分を入力してください。

選択解除

- 法人
 個人事業主

事業者名（法人名または屋号） **必須**

- ・法人の場合は、法人名を入力してください。
- ・個人事業主の場合は、代表者氏名ではなく、対象店舗の名称（店舗名、屋号）を入力してください。

※大阪府営業時間短縮協力金申請システムで利用者登録いただいた情報が初期入力されていますので、修正が必要な場合はマイページに戻り、利用者登録の情報を修正ください。

・マイページに登録した事業者名（屋号等）が自動表示されます。
※個人事業主の氏名ではなく屋号や対象店舗の名称を入力ください。
※登録名が間違っていた場合は、マイページも修正してください。

事業者名（フリガナ） **必須**

③ - 1 過去の支援金等の受給有無について

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）受給情報 **必須**

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）の受給情報を選択してください。

本協力金の申請時点において、既に受給または申請されている事業者については、申請者・振込先口座の情報に変更がない限り、事業所得のわかる確定申告書の写し、本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）、振込先確認書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のため振込先確認書類の提出が必要になります。

※大阪府営業時間短縮協力金（第1期）に複数店舗申請されており、受給ありの申請と審査中の申請がある場合は、受給ありを選択してください。

選択解除

- 受給あり
- 審査中（申請したが、まだ受給していない）
- 申請していない

・大阪府営業時間短縮協力金（第1期）の受給情報を選択してください。

申請方法 **必須**

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）はオンライン申請と郵送申請、どちらの方法で申請しましたか。

選択解除

- オンライン申請
- 郵送申請

「大阪府営業時間短縮協力金（第1期）」の申込番号（オンライン申請） **必須**

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）の申込番号を下記より選択してください。

※大阪府営業時間短縮協力金（第1期）に複数の店舗を申請されており、受給ありの申請と審査中の申請がある場合は、受給ありの上で、受給された店舗の申込番号を選択してください。

※大阪府営業時間短縮協力金（第1期）に複数の店舗を申請され、すべて審査中の場合、1店舗目の申請番号を選択してください。

※申請いただいた協力金（第1期）の審査が開始されていない場合、下記一覧には表示されません。2営業日以内に審査を開始いたしますので、恐れ入りますが今しばらくお待ちください。

※協力金（第1期）を申請した利用者IDと現在ご利用いただいている利用者IDが異なる場合、下記一覧には表示されません。協力金（第1期）を申請した利用者IDでログインしなおしてください。

選択してください ▼

・申込番号が一覧で表示されますので、注意書きをお読みの上で該当する申込番号を選択してください。

申請方法 **必須**

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）はオンライン申請と郵送申請、どちらの方法で申請しましたか。

選択解除

- オンライン申請
- 郵送申請

「大阪府営業時間短縮協力金（第1期）」の申込番号（郵送申請）

大阪府営業時間短縮協力金（第1期）の申込番号を半角数字8ケタで入力してください。

※申込番号がわからない場合は、空欄のまま次へ進んでください。

申込番号を半角数字8桁で入力してください。
※申込番号がわからない場合は空欄のまま構いません

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等の受給情報 必須

以下のいずれかの支援金または協力金について、本協力金の申請時点において、既に受給されている事業者については、申請者・振込先口座の情報に変更がない限り、事業所得のわかる確定申告書の写し、本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）、振込先確認書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のための振込先確認書類の提出が必要になります。

※いずれか一つの受付番号または申込番号で構いません。また、本協力金の支給をお約束するものではありません。

※「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」及び「大阪府休業要請外支援金」の受付番号が不明の場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）にお問い合わせください。

※大阪市の協力金の申込番号については、大阪府行政オンラインシステム [こちら](#) のマイページをご確認ください（本システムとは別のシステムとなります）。

選択してください

過去の支援金や協力金(休業要請支援金など)の受給の有無について、該当するものを選択肢から選んでください。

選択してください

1. 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
2. 「大阪府休業要請外支援金」
3. 令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
4. 「令和2年11月及び12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
5. 「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
6. いずれも受給していない

・受給したことがなければ、6.を選択してください。

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等の受給情報 必須

以下のいずれかの支援金または協力金について、本協力金の申請時点において、既に受給されている事業者については、申請者・振込先口座の情報に変更がない限り、事業所得のわかる確定申告書の写し、本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）、振込先確認書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のための振込先確認書類の提出が必要になります。

※いずれか一つの受付番号または申込番号で構いません。また、本協力金の支給をお約束するものではありません。

※「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」及び「大阪府休業要請外支援金」の受付番号が不明の場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）にお問い合わせください。

※大阪市の協力金の申込番号については、大阪府行政オンラインシステム [こちら](#) のマイページをご確認ください（本システムとは別のシステムとなります）。

6. いずれも受給していない

次へ進む

過去の支援金等を受給したことがある場合（選択項目1～5を選択） 例えば、「1. 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の場合

(6 / 15ページ)

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等の受給情報 必須

以下のいずれかの支援金または協力金について、本協力金の申請時点において、既に受給されている事業者については、申請者・振込先口座の情報は変更がない限り、半業所得のわかる確定申告書の写し、本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）、振込先確認書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のための振込先確認書類の提出が必要になります。

※いずれか一つの受付番号または申込番号で構いません。また、本協力金の支給をお約束するものではありません。
 ※「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」及び「大阪府休業要請外支援金」の受付番号が不明の場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）にお問い合わせください。
 ※大阪市の協力金の申込番号については、大阪市行政オンラインシステム [☑](#) のマイページをご確認ください（本システムとは別のシステムとなります）。

1. 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」

受給の有無 必須

選択いただいた支援金（協力金）の受給の有無をご確認ください。
 なお、本協力金の申請時点において、受給されていない場合やまだ審査中の場合は申請書類の提出を省略はできません。

選択解除

受給あり

「受給あり」「同意する」を選択し、次の受付番号を入力いただくことで、添付書類のうち、確定申告書の写し、本人確認書類の写し、振込先確認書類の添付を省略することができます。

同意の確認 必須

選択いただいた支援金（協力金）の登録情報と照合することに同意ください。

選択解除

同意する

- ・受付番号の頭文字2文字を入力してください。
- ・休業要請支援金または休業要請外支援金のご自身の受付番号がわからない場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（<tel:06-6210-9525>）にお問い合わせください。
- ※令和2年8月等の大阪市内の区域を対象とする営業時間短縮協力金の番号は大阪市行政オンラインシステムより確認してください。

「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の受付番号 必須

選択いただいた支援金（協力金）の受付番号を入力してください（最初の2文字（ローマ字））

選択解除

- WH
- WK
- PH
- PK

「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の受付番号 必須

選択いただいた支援金（協力金）の受付番号を入力してください（半角数字7桁）

0000000

- ・受付番号の最初の2文字（ローマ字）を除く、数字を入力してください。
- ※半角でご入力ください。

前回支給された口座と、今回の申請の口座は同じですか。 **必須**

先ほど入力いただいた口座情報と上記で選択いただいた支援金（協力金）で支給された口座は同じですか。
異なる場合は口座確認書類を添付していただく必要があります。

選択解除

- 同じ
- 異なる

- ・今回の振込先口座が、過去に受給した支援金等の振込先口座と同じ口座かどうかご確認ください。同じ場合は、「同じ」をチェックしてください。
その場合、口座確認書類の添付を省略できます。
- ・異なる場合は、「異なる」をチェックしてください。
その場合は、口座確認書類を後ほど添付していただく必要があります(⑭-1)

⑤ 店舗の所在地について

(7/16ページ)

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

3/7 対象店舗の情報、要請を遵守した内容、大阪府「感染拡大防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

店舗名称（店舗名または屋号） 必須

店舗名称（店舗名、屋号）を入力してください。

※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。例：大阪食堂 大手前支店

※飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の名称や、お手元にご準備いただいている店舗の外観写真から確認できる名称と、一致するように入力してください。

・店舗名(屋号)をご記入ください。
飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証、外観写真に写っている名称と一致するように、詳しくご記入ください。

例)大阪食堂 大手前支店(支店名がある場合、支店名まで)
※ここに入力した店舗名称が、大阪府ホームページに公表されます。

店舗名称（店舗名または屋号）フリガナ 必須

店舗名称（店舗名、屋号）のフリガナを入力してください。

店舗の所在地確認 必須

店舗の所在地は大阪府内ですか。

選択欄

- 大阪府内
 大阪府外

・店舗の所在地を大阪府内もしくは大阪府外からお選びください。
※大阪府内の店舗のみが対象となります。

対象店舗所在地（郵便番号） 必須

対象店舗の所在地を入力してください。
郵便番号は半角数字7桁で入力してください。
番地・ビル名は次の項目に入力してください。

住所を検索する

・対象店舗の所在地をご記入ください。
郵便番号を入力後、「住所を検索する」を押すと、住所が自動表示されますので、ご確認ください。

市区町村

番地、建物名

次へ進む

※店舗の所在地が大阪府外の場合は、支給対象外のため、申請手続きを進めることができなくなります。

要件を満たしていないため、申請を行うことはできません。

OK

⑥店舗のホームページの有無、営業開始日について

ホームページ等の情報 **必須**

ホームページ、グルメサイト、ブログ、SNS等、インターネット上に、対象店舗の存在を表す情報はありますか。

なお、公式のものでなくても結構です。

(例) 店員・店主・利用客の個人ブログやSNS（申請日より以前の日付のものに限る）、検索サイトの検索結果画面、等

インターネット上に情報が一切ない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観写真と、店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書等）または発行3か月以内の不動産登記簿謄本（建物）を添付いただきます。

※URLに日本語が含まれる場合は、お手数ですが英数字に変換してからご記入ください。

HP等の情報ありの場合

選択解除

- 情報あり
- 情報なし

・対象店舗の情報に関するホームページ(グルメサイトも含まれます。)を管理されている方は、「情報あり」を選択のうえ、URLをご記入ください。
 ※個人で運営しているブログやSNSも対象です。
 ※「友人限定」等のしぼりがなく、一般に公開されているものとしてください。

HP等アドレス **必須**

対象店舗の営業開始日 **必須**

対象店舗は令和3年2月8日以前に営業を開始していますか。

(飲食店営業許可証の許可日が、令和3年2月8日以前であること)

※令和3年2月9日以降に営業を開始した場合、または令和3年2月27日以前に閉店した場合は、郵送で申請してください。オンラインでは申請できません。

選択解除

- 令和3年2月8日以前に営業を開始し、令和3年2月28日までの間、営業実態がある
- 令和3年2月9日以降に営業を開始している
- 令和3年2月8日以前に営業を開始しているが、令和3年2月27日以前に閉店している

HP等の情報なし、営業開始日がR3.2.9以降、R3.2.27以前に閉店の場合

ホームページ等の情報 **必須**

ホームページ、グルメサイト、ブログ、SNS等、インターネット上に、対象店舗の存在を表す情報はありますか。

なお、公式のものでなくても結構です。

(例) 店員・店主・利用客の個人ブログやSNS（申請日より以前の日付のものに限る）、検索サイトの検索結果画面、等

インターネット上に情報が一切ない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観写真と、店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書等）または発行3か月以内の不動産登記簿謄本（建物）を添付いただきます。

※URLに日本語が含まれる場合は、お手数ですが英数字に変換してからご記入ください。

選択解除

- 情報あり
- 情報なし

・店舗に関するホームページ等の「情報なし」を選択された場合は、後ほど、対象店舗の飲食スペースが確認できる内観写真を添付していただきます。
 ・また、店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約書(転貸借契約書や業務委託契約書等)、店舗が自己所有(家族所有含む)の場合は、発行から3か月以内の不動産登記簿謄本」を添付していただきます。

対象店舗の営業開始日 **必須**

対象店舗は令和3年2月8日以前に営業を開始していますか。

(飲食店営業許可証の許可日が、令和3年2月8日以前であること)

※令和3年2月9日以降に営業を開始した場合、または令和3年2月27日以前に閉店した場合は、WEB申請ができません。

選択解除

- 令和3年2月8日以前に営業を開始し、令和3年2月28日までの間、営業実態がある
- 令和3年2月9日以降に営業を開始している
- 令和3年2月8日以前に営業を開始しているが、令和3年2月27日以前に閉店している

・令和3年2月9日以降に営業を開始した場合、または令和3年2月8日以前に営業を開始し2月27日以前に閉店した場合は、WEB申請ができません。紙の様式を府HPからダウンロードし、郵送により申請してください。

⑦ステッカーの導入時期について

ステッカー導入時期 **必須**

対象店舗におけるステッカー導入時期について選択してください。

選択解除

- ステッカー導入期限（令和3年2月8日）までに導入できた。
- ステッカー導入期限（令和3年2月8日）までに導入できなかった。

・ステッカーを営業時間短縮要請期間の開始日(令和3年2月8日)までに、導入できたか、できなかったかを選択してください。

ステッカー導入期限までに導入できなかった、やむを得ない理由 **必須**

「ステッカー導入期限までに導入できなかった」場合、導入できなかった「やむを得ない理由」が必要となります。下記の1～5のいずれかから選択してください。

なお、「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。

選択解除

- 1. パソコン、スマートフォン等IT環境がなく登録に時間を要したため。
- 2. 感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。
- 3. ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。
- 4. 発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。
- 5. その他

・「ステッカー導入期限までに導入できなかった」を選択された場合、やむを得ない理由を入力してください。
※選択肢の中にない場合は、「5.その他」を選択し、自由記述欄に理由を入力してください。

⑧許可証と名称の一致について

【添付】飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証 **必須**

飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証を添付してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了: 20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

・対象店舗の許可証をアップロードしてください。
 ※許可証の写真や写し(スキャンしたデータ)
 ※zipファイルはアップロードできません

今回申請される対象店舗の名称と許可証に表示された営業所の名称は一致していますか? **必須**

今回、申請される対象店舗の名称と、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に表示された名称は、一致していますか。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

- 一致している
- 一致していない

・対象店舗の店舗名(屋号)と許可証に表示されている営業所名称が一致しているかどうか、お選びください。
 ※一致していない場合は、自由記述欄に名称が不一致である理由を入力いただきます。

今回申請される対象店舗の所在地と許可証に表示された営業所所在地は一致していますか？ **必須**

今回、申請される対象店舗の所在地（番地番号、ビルの部屋番号）は、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に表示された営業所所在地と一致していますか。

地雷の記載と住所の記載による相違（番地番号相違）や、ビルの階数の表記相違（〇階と〇F）、ビルの名称のみ異なる（階数は一致している）場合は、「一致している」を選択してください。

許可証の営業所所在地が一か所に特定されていない場合は、店舗の営業形態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真と、店舗の賃貸借契約書等または発行3か月以内の不動産登記簿謄本（土地）を添付いただけます。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

- 一致している
- 一致していない
- 一致していない（〇〇市内一円等）

・対象店舗の所在地と許可証に表示されている営業所在地が一致しているかお選びください。

一致している場合

今回申請される申請者と許可証に表示された名義は一致していますか？ **必須**

今回、申請される申請者と、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に記載された名義は、一致していますか。

※以下の場合は、「異なる（同一性あり）」を選択し、理由を選択ください。また、発行3か月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を添付してください。

- ・法人としての申請で、その法人の代表取締役が許可者である場合
 - ・個人事業主としての申請で、その個人が代表取締役を務める法人が許可者である場合
- (例) 申請者：株式会社大阪 代表取締役 大阪 太郎 名義：大阪 太郎
 申請者：大阪 太郎（個人事業主） 名義：株式会社 大阪

選択解除

- 一致している
- 異なる（同一性あり）
- 異なる（同一性なし）

・申請者と許可証に記載されている名義が一致しているか、お選びください。
 ・「異なる（同一性あり）」を選択した場合、発行3か月以内の履歴事項全部証明書を添付していただく必要があります。
 ・「異なる（同一性なし）」を選択した場合、名義が異なる理由について、申請者と許可証の名義人から連名で「飲食営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出いただく必要があります。

次へ進む

※対象店舗の所在地と許可証に表示されている営業所在地が一致していない場合は、支給対象外となり、申請手続きを進めることができなくなります。

許可証の営業所所在地が一か所に特定されていない場合は、店舗の営業形態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真等または発行3か月以内の不動産登記簿謄本（土地）を添付いただけます。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

- 一致している
- 一致していない
- 一致していない（〇〇市内一円等）

今回申請される申請者と許可証に表示

今回、申請される申請者と、飲食店営業許

以下の場合は、「異なる（同一性あり）」を選択し、理由を選択ください。また、発行3か月以内の履歴事項全部証明書

要件を満たしていないため、申請を行うことはできません。（申請の対象店舗の飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証をご準備ください。）

OK

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

6 / 7 添付書類等のアップロード

添付書類：店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真

外観写真の添付の注意点 **必須**

- ・店舗名（屋号）がわかるような、店舗の外観の写真を添付してください。
- ・次のような写真は、原則、受付できません。
店舗名（屋号）を確認できない写真
店舗の扉のアップの写真（外観ではない写真）
ビルの集合看板の写真

・対象店舗の店舗名(屋号)がわかる外観写真をアップロードしてください。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

 確認した

添付書類：休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等

休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等添付の注意点 **必須**

要請を遵守された全ての期間（令和3年2月8日から2月28日）において、休業または営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真等を添付してください。

- （例）①休業または営業時間短縮のお知らせのビラを、店舗に掲示している写真
②休業または営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNS等で、広く一般の利用者向けに発信している画面

・実際に掲示していることや広く一般の利用者向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合等）は、受付できません。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

 確認した
写真の撮影日または発信日 **必須**

写真の撮影日または情報の発信日を入力してください。

2021年（令和3年）

3月

8日

【添付】休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等 **必須**

休業または営業時間短縮を行ったことがわかる写真等を添付ください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：[1BB687D2-AD7D-4FE3-BF27-89A67DD653EF].png **取消**

・チラシ等を店頭に掲示していた場合は、掲示していることがわかる写真を添付ください。
・ホームページやSNS等で情報を発信していた場合は、画面のキャプチャ(スクリーンショット)を添付ください。

掲載期間 **必須**

休業・営業時間短縮に関するビラを店頭に掲示していた、またはホームページやSNS等で情報を発信していた期間を記入してください。

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

ステッカー掲示写真添付の注意点 **必須**

・対象店舗に登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を、店舗に掲示している写真を添付してください。

- ・次のような写真は、受付できません。
店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
別の店舗等のステッカーを掲示している写真

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

 確認したステッカー掲示写真の撮影日 **必須**

写真の撮影日を入力してください。

2021年（令和3年）

1月

1日

・ステッカーの写真撮影日を入力してください。
（ステッカー登録日ではありません）

【添付】ステッカー掲示写真 **必須**

ステッカー掲示写真を添付ください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

・対象店舗にステッカーを掲示していることがわかる
写真をアップロードしてください。

次へ進む

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：事業所得の分かる確定申告書の写し

開業時期の確認 **必須**

開業は令和元年12月31日以前です。

選択解除

- 令和元年12月31日以前
- 令和2年1月1日以降

対象店舗ではなく、事業者としての開業(法人としては設立)時期について、該当するものをお選びください。

開業時期が「令和元年12月31日以前」の場合

※過去の支援金等を受給され、受付番号と登録情報との照会に同意した場合、確定申告書の提出は不要です。

確定申告の状況 **必須**

令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）分の確定申告を行いましたか。

※「行っていない」を選択された場合は、その理由書と、対象店舗の賃貸借契約書等を提出いただきます。

選択解除

- 令和元年（2019年）の確定申告を行った
- 令和2年（2020年）分の確定申告を行った（令和3年2月16日以降に申請される方）
- 確定申告を行っていない

確定申告の状況について、該当する方をお選びください。

令和元年（2019年）または令和2年（2020年）の確定申告を行ったを選択した場合

直近の確定申告書も添付できるか **必須**

令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）分の確定申告書の写しを提出できますか。

※紙申告の場合は税務署の受付印または税理士の押印のあるものの写し
電子申告の場合は「受信通知」の写しも併せて添付してください。
※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

選択解除

- 提出できる
- 提出できない（写しが手元にない等）

・直近の確定申告の写しを提出できるかお選びください。
・控えが手元になく提出できない場合は、必ず「提出できない（写しが手元にない等）」をお選びください。

提出できるを選択した場合

紙か電子か **必須**

紙申告と、電子申告、いずれの方法で申告されましたか。

選択解除

- 紙
- 電子

・確定申告の方法について、該当するものをお選びください。
※電子申請を選択した場合は⑫-3へ

「紙」を選択した場合

税務署の受付印や税理士の印鑑が押されているか **必須**

紙申告の場合、税務署の受付印、または、税理士の印鑑が押されていますか。

選択解除

- 押されている
- 押されていない

・確定申告を紙申請していた場合、「税務署の受付印」もしくは「税理士の印鑑」が押印されているかについて、該当する方をお選びください。
・「押されていない」場合は、ご提出いただけません。
税務署で申告書等の閲覧サービスを利用して提出した確定申告書の写真を撮影していただくか、もしくは、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）を税務署等で入手いただき、ご提出ください（⑫-2へ）

確定申告書の添付の注意点

- ・令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）分の確定申告書第一表を添付してください。
- ・標頭が「令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書」であることも、確認してください。
- ・右端に「第一表」の記載があることも確認してください。
- ・右上の「個人番号」の欄に、個人番号が表示されていないことも確認してください。（表示されている場合は、見えないうえに加工してください。）
- ・事業所得が確認できるものを添付してください。

※事業所得が確認できないもの（給与所得のもの）は、受付できません。

選択解除

- 確認した

【添付】確定申告書B第一表 **必須**

確定申告書第一表を添付ください。

アップロードするファイルを選択

・確定申告書のB第一表を添付してください。
※白色申告・青色申告は問いません。

アップロード完了: 20161128_090546737_iOS.pdf

直近の確定申告書も添付できるか **必須**

令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）分の確定申告書の写しを提出できます。

※紙申告の場合は税務署の受付印または税理士の押印のあるものの写し

電子申告の場合は「受信通知」の写しを併せて添付してください。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

選択解除

- 提出できる
- 提出できない（写しを手元にない等）

直近の確定申告書を「提出できない」を選択した場合

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した写真も提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）が提出できるか **必須**

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）の確定申告書の写真が、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）が提出できます。

選択解除

- 提出できる
- 提出できない

提出できる場合

・税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し、提出した確定申告書の写真を撮影していただくか、もしくは、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書(その2)を税務署等で入手いただき、ご提出ください。
 ※インターネットや郵送でも入手可能です。

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した写真も、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）の提出の注意点 **必須**

事業所得が確認できないもの（給与所得のみのもの）は、受付できません。

選択解除

- 確認した

【添付】税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した写真も提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2） **必須**

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した写真も提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）を添付ください。

アップロードするファイルを選択

提出した確定申告書の写真もしくは、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書(その2)を添付してください。

次へ進む

※直近の確定申告書を提出できず、税務署の閲覧サービスを利用した写真や最新年度の課税証明書等も提出できない場合は、申請手続きを進めることができなくなります。

要件を満たしていないため、申請を行うことはできません。

OK

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した写真も提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）が提出できるか **必須**

税務署で申告書等の閲覧サービスも利用し撮影した令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）の確定申告書の写真が、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書（その2）が提出できます。

選択解除

- 提出できる
- 提出できない

確定申告を「電子」で行った場合

電子申告の日時や受付番号等があるか **必須**

電子申告の場合、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載、または、税務署から送付される「受信通知」、または、確定申告書の下部に税理士名の記載はありますか。

- 選択解除**
- 上部に日時・番号の記載がある
 - 受信通知がある
 - 税理士名の記載がある
 - 上記のいずれもない
- ・確定申告を電子申請で行った場合、該当するものをお選びください。
 ・「上記のいずれもない」を選択した場合、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し、提出した確定申告書の写真を撮影いただくか、もしくは、事業所得のわかる最新年度の課税証明書または納税証明書(その2)を税務署等で入手いただき、ご提出ください(⑫-2へ)。

確定申告書の添付の注意点 **必須**

- ・令和元年(2019年)分または令和2年(2020年)分の確定申告書B第一表を添付してください。
 - ・標頭が「令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」であることをご確認してください。
 - ・右端に「第一表」の記載があることをご確認してください。
 - ・右上の「個人番号」の欄に、個人番号が表示されていないことをご確認してください。(表示されている場合は、見えないうえに加工してください。)
 - ・事業所得が確認できるものを添付してください。
- ※事業所得が確認できないもの(給与所得のみのもの)は、受付できません。

- 選択解除**
- 確認した

【添付】確定申告書B第一表 **必須**

確定申告書B第一表を添付ください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了: 20161128_090546797_iOS.jpg

取消

- ・確定申告書のB第一表を添付してください。
 ※白色申告・青色申告は問いません。

【添付】電子申告受信通知 **必須**

電子申告受信通知を添付ください。

アップロードするファイルを選択

受信通知を受けた方は、電子申請受信通知も提出してください。

次へ進む

開業時期の確認 必須

開業は令和元年12月31日以前ですか。

選択解除

- 令和元年12月31日以前
 令和2年1月1日以降

対象店舗ではなく、事業者としての開業（法人なら設立に当たる）
 時期について、該当する方をお選びください。

令和2年1月1日以降を選択した場合

開業届の提出も行ったか 必須

開業届の提出を行いましたか。
 ※開業届の提出を行ったが、控えが手元にない場合は、行っていないを選択ください。

選択解除

- 行っている
 行っていない

開業届の提出について、該当する方をお選びください。
 ※「行っていない」場合は、⑬-2へ

行っているを選択した場合

開業届の添付の注意点 必須

- ・ 税務書に提出された、対象店舗にかかる「個人事業の開業・廃業等届出書」の控えを提出してください。
- ・ 税務署の受付印がないものは、受付できません。
- ・ 開業日が令和3年1月15日以降のものは受付できません。
- ・ 開業日が令和2年1月1日以降の場合のみ、令和元年（2019年）分または令和2年（2020年）の確定申告書の写しの代わりに、開業届を提出いただけます。開業日が令和元年12月31日以前の場合は、「開業時期の確認」にて「⑬令和元年12月31日以前」を選択ください。

選択解除

- 確認した

【添付】開業届 必須

開業届を添付ください。

アップロードするファイルを選択

開業届を添付してください。

アップロード完了：20161128_090546737 iOS.jpg 取消

次へ進む

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：事業所得の分かる確定申告書の写し

開業時期の確認 **必須**

開業は令和元年12月31日以前です。

選択解除

- 令和元年12月31日以前
- 令和2年1月1日以降

開業届の提出も行ったか **必須**

開業届の提出を行いましたか。
 ※開業届の提出を行ったが、控えが手元がない場合は、行っていないを選択ください。

選択解除

- 行っている
- 行っていない

令和2年1月1日以降の開業で、開業届の提出を「行っていない」を選択した場合

確定申告等不提出理由書の注意点 **必須**

以下に該当する場合は、確定申告等不提出理由書 [☑](#) を作成し、写真を添付してください。
 あわせて、対象店舗の賃貸借契約書等を提出してください。

・個人事業主において、店舗の事業収入の確定申告と開業届のいずれも行っていない理由がある

選択解除

- 確認した

【添付】確定申告等不提出理由書 **必須**

確定申告等不提出理由書を添付ください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

開業届の提出を行っていない場合、「確定申告等不提出理由書」をご提出ください。
 ※大阪府HPから様式をダウンロードし、記入・自署のうえ添付してください。

次へ進む

過去の支援金等を受給されており、その受付番号を記入し、登録情報との照会に同意された場合は、振込先確認書類の提出は求められません(提出を省略できます)。

過去の支援金等を受給していない、受給したが異なる口座への振込を希望する場合

申請者本人の名義と振込先の口座名義は一致しているか **必須**

申請者と、口座名義は一致しています。
 ※法人の場合、当該法人の口座に限ります。
 ※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

- 一致している
- 一致していない（同一人物）
- 一致していない（別人物）

口座名義について該当するものをお選びください。
 ※一致していない(同一人物)とは、結婚等により氏名が変更されたケースを指します。

「一致していない（同一人物）」を選択した場合

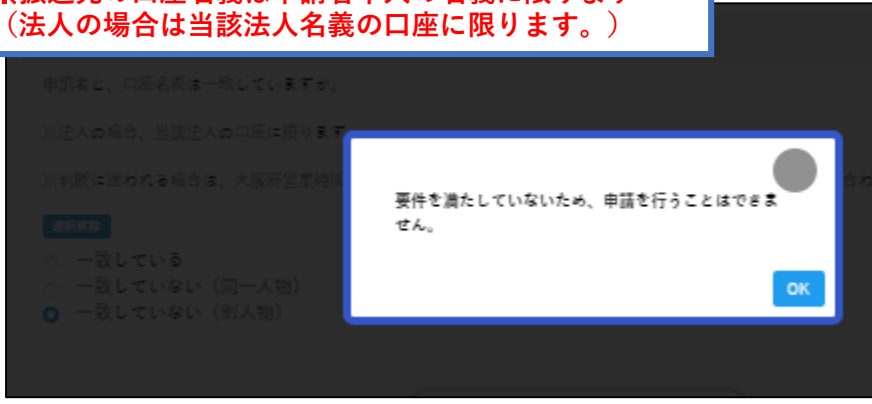
口座名義不一致の理由 **必須**

口座名義不一致の理由を入力してください。

一致していないが同一人物である理由をご記入ください。

次へ進む

口座名義と申請者が「一致していない(別人物)」の場合は、申請手続きを進めることができなくなります。
※振込先の口座名義は申請者本人の名義に限ります
(法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。)



(14 / 18ページ)

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：振込先確認書類

申請者本人の名義と振込先の口座名義は一致しているか 必須

申請者と、口座名義は一致していますか。

※法人の場合、当該法人の口座に限ります。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

一致している
 一致していない（同一人物）
 一致していない（別人物）

申請者本人の名義と振込先の口座名義が一致している場合

振込先口座通帳の有無 必須

振込先口座の通帳は、ありますか。

※当座預金やネットバンキング等で、実物の通帳がない場合は、「通帳がない」を選択してください。

選択解除

通帳がある
 当座預金やネットバンキング等で通帳がない

・通帳の有無について、該当する方をお選びください。
 ※「通帳がない」を選択された場合は、⑭-3へ

通帳がある場合

通帳見開き添付の注意点 必須

・銀行名・支店名・口座の種類・口座番号・口座名義の全てが確認できることを、確認してください。
 時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

・ゆうちょ銀行の場合は、「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」と示された部分が確認できるよ、見開き部分全体を添付してください。

・日本国内の口座に限ります。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

確認した

【添付】通帳見開き部分の添付 必須

口座通帳の見開き部分を添付ください。

通帳がある場合、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が分かる見開き部分の写真または写しを提出してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg 取消

次へ進む

振込先口座通帳の有無 必須

振込先口座の通帳は、ありますか。

※当座預金やネットバンキング等で、実物の通帳がない場合は、「通帳がない」を選択してください。

選択候補

- 通帳がある
- 当座預金やネットバンキング等で通帳がない

当座預金やネットバンキングで通帳がない場合

振込先口座も確認できる資料添付の注意点 必須

・日本国内の口座に限ります。

<当座預金の場合>

- ・下記の書類の写しのうち、「支店名・口座・名義人」が記載されているいずれかの書類を提出してください。
当座勘定照合表
残高証明書
金融機関が発行する口座証明書

<ネットバンキング等の場合>

- ・振込先口座も確認できる各銀行のホームページ画面を添付してください。
(各銀行のホームページで、口座情報の確認方法も確認してください)

・銀行名・支店名・口座の種類・口座番号・口座名義の全てが確認できることを、確認してください。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択候補

- 確認した

【添付】振込先口座も確認できる資料の添付 必須

振込先口座も確認できる資料を添付ください。

アップロードするファイルを選択

通帳がない場合、振込先口座を確認できるスクリーンショット等を提出してください。

次へ進む

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：本人確認書類

※過去の支援金等を受給されており、その受付番号を記入し、登録情報との照会に同意された場合は、本人確認書類の提出は求められません(提出を省略できます)。

本人確認書類のアップロード **必須**

添付される本人確認書類を選択してください。

※その他・・・運転免許経歴証明書、パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)、各種健康保険証(表・裏の両方)、特許永住者証明書・在留カード(表・裏の両方)、外国人登録証明書(表・裏の両方。在留の資格が特許永住者のものに限り)等

上記以外の資料を添付される場合で、本人確認書類として、有効かどうかが不明な場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター(06-62010-9525)までお問い合わせください。

選択解除

- 運転免許証(表・裏の両方)
- マイナンバーカード(表面のみ)
- その他

本人確認書類をお選びください。

本人確認書類添付の注意点 **必須**

- ・「氏名」、「生年月日」及び「住所」が確認できる面を添付してください。
- ・有効期限がある場合は、期限が経過していないものを添付してください。
- ・「運転免許証」を添付される場合は、必ず両面を添付ください。
- ・「マイナンバーカード」を添付される場合は、表面だけを添付ください。絶対に、裏面(マイナンバーが掲載されている面)を添付しないでください。

選択解除

- 確認した

【添付】本人確認書類 **必須**

本人確認書類を添付ください。

アップロードするファイルを選択

選択解除

- 運転免許証(表・裏の両方)
- マイナンバーカード(表面のみ)
- その他

本人確認書類添付の注意点 **必須**

- ・「氏名」、「生年月日」及び「住所」が確認できる面を添付してください。
- ・有効期限がある場合は、期限が経過していないものを添付してください。
- ・「運転免許証」を添付される場合は、必ず両面を添付ください。
- ・「マイナンバーカード」を添付される場合は、表面だけを添付ください。絶対に、裏面(マイナンバーが掲載されている面)を添付しないでください。

選択解除

- 確認した

【添付】本人確認書類 **必須**

本人確認書類を添付ください。

アップロードするファイルを選択

マイナンバーカードの裏面(マイナンバーが記載されている面)は、絶対に添付しないでください。

- 運転免許証(表・裏の両方)
- マイナンバーカード(表面のみ)
- その他

本人確認書類について「その他」を選んだ場合

本人確認書類添付の注意点 **必須**

- ・「氏名」、「生年月日」及び「住所」が確認できる面を添付してください。
- ・有効期限がある場合は、期限が経過していないものを添付してください。
- ・「運転免許証」を添付される場合は、必ず両面を添付ください。
- ・「マイナンバーカード」を添付される場合は、表面だけを添付ください。絶対に、裏面(マイナンバーが掲載されている面)を添付しないでください。

選択解除

- 確認した

その他の書類 **必須**

「その他」を選んだ場合、具体的な本人確認書類名を記載ください。

Input field for document name

「その他」を選ばれた場合、書類の名称をご記入ください。例：健康保険証等

【添付】本人確認書類 **必須**

本人確認書類を添付ください。

書類を添付してください。

アップロードするファイルを選択

※店舗のホームページ情報がない(⑥参照)または飲食店等営業許可証の所在地が〇〇市内一円となっている(⑨参照)場合に、営業実態を確認するため表示され、書類の添付を求められます。

(15 / 18ページ)

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：内観写真

申請する飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真添付の注意点 **必須**

営業実態がある（実在している）ことが確認できる、店舗の内観の写真を添付してください。

可能な限り、扉の外から店内を撮影した写真（扉と一緒に写っているもの）を添付してください。

このような写真を撮影できない場合は、店舗名（番号）が確認できる印刷物等（メニュー表等）と一緒に店内を撮影した写真を添付してください。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9505）までお問い合わせください。

選択解除

 確認した【添付】申請する飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真 **必須**

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

対象店舗の飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真を添付してください。

次へ進む

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：賃貸借契約書等

店舗のホームページ情報がない(⑥参照)、飲食店等営業許可証の所在地が〇〇市内一円(⑨参照)、確定申告書(⑫)や開業届(⑬)が提出できない場合に、営業実態を確認するため表示され、書類の添付を求められます。

対象店舗の確認 **必須**

対象店舗の所在地（土地）は、自己所有物件ですか、賃貸物件ですか。

自己所有物件の場合は、不動産登記簿謄本（土地）等とし、賃貸物件の場合は、賃貸借契約書等も、添付していただきます。

※親族から借りており、賃料の支払いが発生していない場合は、自己所有（家族所有）を選択してください。

選択候補

- 自己所有（家族所有）
- 賃貸

対象店舗の所有形態について、該当する方をお選びください。

「自己所有（家族所有）」を選択した場合

不動産登記簿謄本（土地）添付の注意点 **必須**

- ・対象店舗が、所在地に権利を有していることがわかる、不動産登記簿謄本（土地）を添付してください。
- ・申請日より3か月以内に発行されたものを添付してください。
- ・土地の表示と権利が確認できるページを添付してください。
- ・発行日が確認できるページを添付してください。（複数ページの場合は、最後のページ）
- ・建物の不動産登記簿謄本を添付しないでください。
- ・家族所有の場合（所有者と申請者が一致しない場合）は、理由書 **必須** を作成し、この先の「○ その他の参考資料の確認」の項目に添付してください。

選択候補

- 確認した

不動産登記簿謄本（土地）のページ数の確認 **必須**

対象店舗の不動産登記簿謄本(土地)のページ数を選択してください。

選択候補

- 1ページ
- 複数ページ

提出される登記簿謄本には、1ページ目(土地等の表示と権利が確認できるページ)と発行日が表示されているページが必要です。それらが1つのページに収まっている場合は「1ページ」を、複数ページにわたっている場合は「複数ページ」を選択してください。

「1ページ」を選択した場合

【添付】土地の表示と所有権に関する事項が確認できるページ（1ページ目）（1ページの場合は発行日も確認可能） **必須**

土地の表示と所有権に関する事項、発行日が確認できるページ（複数ページの場合は最後のページ）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

1ページの場合、発行日が確認できる状態で添付を行ってください。

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

次へ進む

不動産登記簿謄本（土地）のページ数の確認 **必須**

対象店舗の不動産登記簿謄本(土地)のページ数を選択してください。

選択解除

- 1ページ
- 複数ページ

「複数ページ」を選択した場合

【添付】土地の表示と所有権に関する事項が確認できるページ（1ページ目）（1ページの場合は発行日も確認可能） **必須**

土地の表示と所有権に関する事項、発行日が確認できるページ（複数ページの場合は最後のページ）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：20161128_090546737_iOS.jpg **取消**

登記簿謄本が複数ページの場合、1ページ目と発行日が確認できるページ(最後のページ)を添付してください。

【添付】発行日が確認できるページ（最後のページ） **必須**

発行日が確認できるページ（最後のページ）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

次へ進む

⑬ - 3 賃貸借契約書等について

対象店舗の確認 **必須**

対象店舗の所在地（土地）は、自己所有物件ですが、賃貸物件です。

自己所有物件の場合は、不動産登記簿謄本（土地）の写しを、賃貸物件の場合は、賃貸借契約書等を添付していただきます。

※親族から借りており、賃料の支払いが発生していない場合は、自己所有（家族所有）を選択してください。

選択解除

- 自己所有（家族所有）
 賃貸

「賃貸」を選択した場合

賃貸借契約書等の添付の可否の確認 **必須**

所有（家族所有）以外の場合、以下から添付いただく書類を選択してください。

※原則、申請者が、賃借人、転借人、受託者等になっているものを添付してください。

※6に該当する場合は、賃貸借契約書に係る申込書 [☑](#) を作成し、添付してください。
 あわせて、発行3か月以内の不動産登記簿謄本(建物(土地))を提出してください。

選択解除

1. 賃貸借契約書
 2. 転賃借契約書
 3. 使用許可書
 4. 業務委託契約書
 5. その他
 6. 書面での締結がない

・対象店舗の情報について、賃貸を選ばれた場合、契約書の種類について該当するものをお選びください。

賃貸借契約書等（所在地・物件名）の添付の注意点 **必須**

・今回、申請される対象店舗の賃貸借契約書等のうち、「所在地・物件名」が確認できるページを添付してください。

※判断に迷われる場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。

選択解除

- 確認した

【添付】賃貸借契約書等（所在地・物件名） **必須**

賃貸借契約書等のうち、「所在地・物件名」が確認できるページを添付ください。

アップロードするファイルを選択

・選択された契約書を添付してください。

大阪府営業時間短縮協力金支給申請

添付書類：その他

その他の参考資料の確認 **必須**

- ・その他の資料がある場合は、「ある」を選択のうえ、添付してください。
- ・賃貸借契約を書面で締結していない場合の賃貸借契約書等に係る申立書及び発行日から3か月以内の不動産登記簿謄本（建物（土地））は必ずこちらで提出ください。
- ・不動産登記簿謄本（建物 ※土地も含む）が家族所有の場合（所有者と申請者が一致しない場合）の理由書は必ずこちらで提出ください。
- ・賃貸借契約書等の借主が申請者と異なる場合の施設運営等証明書は必ずこちらで提出ください。
- ・ない場合は、「ない」を選択のうえ、そのまま次の項目にお進みください。

選択解除

- ある
- ない

・申請を行う過程において、提出が必要になった書類について該当するものが説明欄にある場合、「ある」をお選びください。

【添付】その他の参考資料（1） **必須**

アップロードするファイルを選択

「ある」を選ばれた場合、必要書類を提出してください。

【添付】その他の参考資料（2）

アップロードするファイルを選択

【添付】その他の参考資料（3）

アップロードするファイルを選択

【添付】その他の参考資料（4）

アップロードするファイルを選択

最終確認 **必須**

- ・添付された資料に、以下のような誤りがないか、次の「申請内容の確認」ページで、ご確認ください。
 - 異なるページを誤って添付している（表と裏など）
 - 添付するつもりの写真と異なる写真を誤って添付している
 - 文字が判別できない（ボケている、ブレている）写真を添付している
- ・受付できない資料かどうか判断に迷われるものがある場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）にお問い合わせください。
- ・申請いただいた内容に不備があった場合は、書類不備の連絡を行いますので、内容を修正のうえ、再度提出（登録）ください。修正いただいた内容について、再度審査を行うため、審査完了までお時間をいただきます。
- ・順次、審査を行ってまいりますので、お電話での不備があったかどうかのお問い合わせなどは、お控えください。
- ・申請後に、申請内容の修正を行う場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）にご連絡ください。事務局で事務処理を行った後、再申請できるようになったお知らせをメールでお送りしますので、マイページから再申請してください。（申請者が自ら申請の「取下げ」が行われると、修正ではなく、これまでの審査内容がリセットされ、修正後の申請は、新規の申請となります。）

選択解除

確認した

申請や添付資料の内容に誤りがあると確認や審査に時間がかかり、支給が遅れる原因ともなります。提出前に、再度の確認をお願いします。